

環境保全型農業とS-GAPについて



県のマスコット「コバトン」

令和6年11月7日
埼玉県農林部農産物安全課

説明の概要

1. 環境保全型農業について
2. みどりの食料システム戦略について
3. 環境保全型農業に関わる制度について
 - (1) 特別栽培農産物
 - (2) 有機JAS制度
4. S-GAPについて
 - (1) GAPとは
 - (2) 埼玉県オリジナルS-GAPについて

1 環境保全型農業について

はじめに…環境保全型農業の意義

- 農業は、自然界の力を利用して成り立つ産業
- ↕
- 農業は、自然環境に大きな負荷を与える産業

自然環境への負荷をできる限り減らすことにより、
持続的発展が可能な農業を目指すことが重要

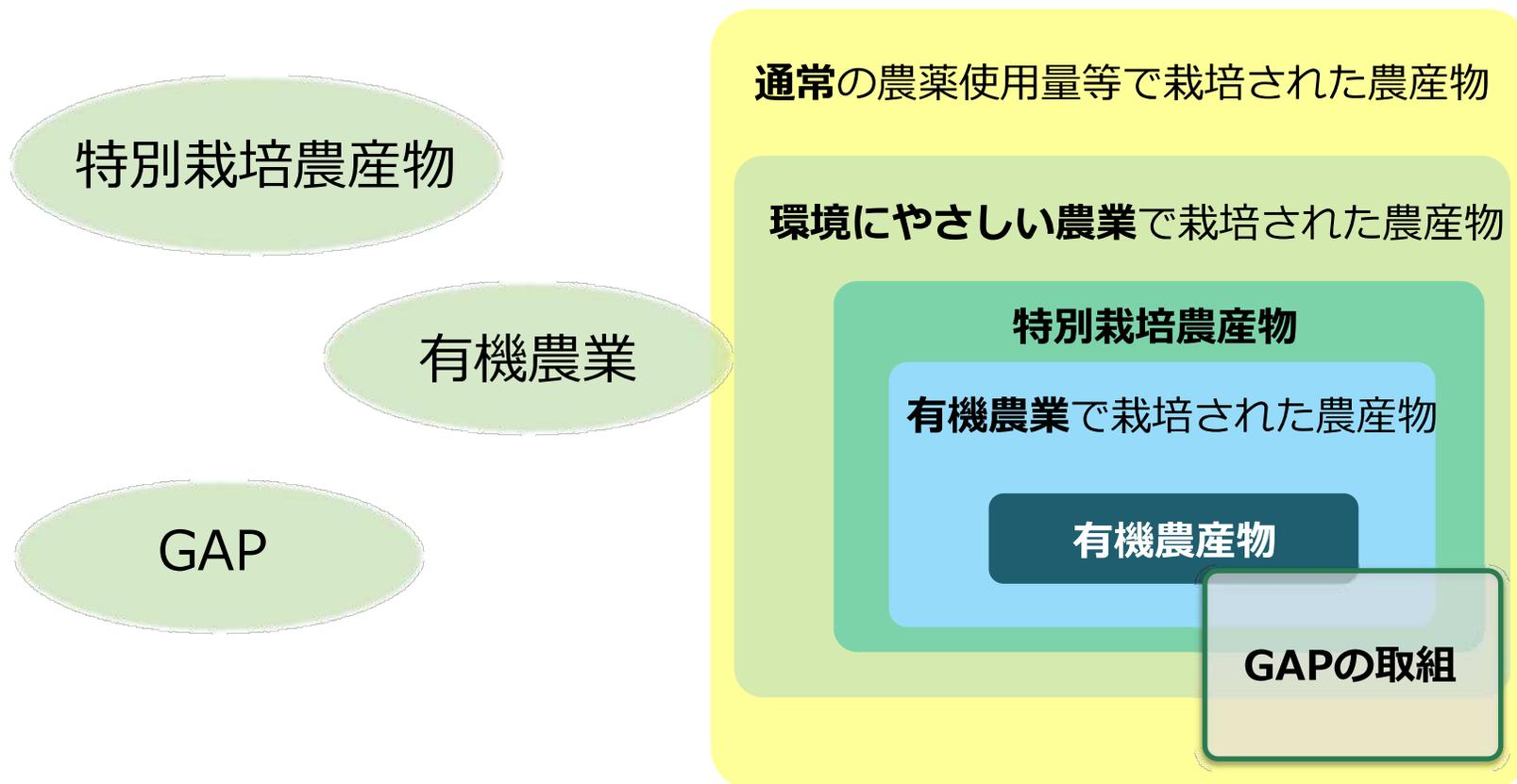


(SDGs)

ずっと農業を続けていくために、堆肥を施用したり、
天敵を大事にしたり、自分の農地を大事にしましょう！

環境保全型農業とは

化学的に合成された農薬や化学肥料を通常より減らして栽培するなど、**環境に配慮している農業**のことです



2 みどりの食料システム 戦略について

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画



「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大



「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

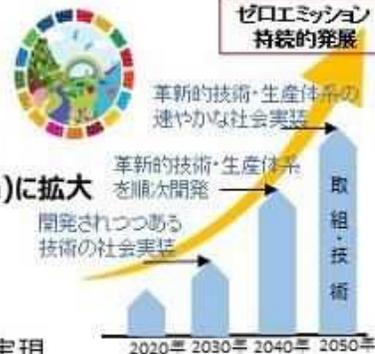
農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグル等の養殖において人工種苗比率100%を実現



戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中、2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助金についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

期待される効果

経済

持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会

国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境

将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」

- **みどりの食料システム戦略**に基づき、消費者の選択に資する環境負荷低減の取組の「見える化」を進めます。
- 化学肥料・化学農業や化石燃料の使用低減、バイオ炭の施用、水田の水管理などの栽培情報を用い、定量的に温室効果ガスの排出と吸収を算定し、削減への貢献の度合いに応じ星の数で分かりやすく表示します。
- 米については、**生物多様性保全**の取組の得点に応じて評価し、温室効果ガスの削減貢献と合わせて等級表示できます。
- 農産物等にラベル表示するための基本的な考え方と、算定・表示の手順を整理したガイドラインを策定し、令和6年3月に「見える化」の本格運用を開始しました。
(登録番号付与395件 令和6年9月末時点) (販売店舗等578か所 令和6年9月末時点)
- 生産者・事業者に対する算定支援や販売資材の提供を引き続き実施するとともに、「見える化」した農産物が優先的に選択されるよう、各種調達基準への位置づけや消費者の購買意欲を高めるための民間ポイントとの連携を検討します。



温室効果ガス削減への貢献

栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。

$$100\% - \frac{\text{対象生産者の栽培方法での排出量(品目別)}}{\text{地域の標準的栽培方法での排出量(品目別)}} = \text{削減貢献率(\%)}$$

排出(農薬、肥料、燃料等)
- 吸収(バイオ炭等)

★ : 削減貢献率5%以上
★★ : # 10%以上
★★★ : # 20%以上



生物多様性保全への配慮

<取組一覧> ※米に限る

化学農業・化学肥料の不使用	2点
化学農業・化学肥料の低減(5割以上10割未満)	1点
冬期湛水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚類の保護	1点
畦畔管理	1点

★ : 取組の得点1点
★★ : # 2点
★★★ : # 3点以上

消費者へのわかりやすい表示

【令和4年度・令和5年度 実証より】
店舗への印象



取組者からは、
・既存の栽培データで簡単に算定ができた
・ラベルを付けたことで売上が伸びたとの声。

対象品目：23品目

米、トマト(露地・施設)、キュウリ(露地・施設)、ミニトマト(施設)、なす(露地・施設)、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、ばれいしょ、かんしょ、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、リンゴ、温州みかん(露地・施設)、ぶどう(露地・施設)、日本なし、もも、いちご(施設)、茶 ※括弧書きがないものは全て露地のみ

令和6年3月からの本格運用以降、
● 登録番号付与395件
● 販売店舗等578か所
(令和6年9月末時点)

「みえるらべる」について



化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用削減、水田の水管理などの栽培情報を用いて、生産時の温室効果ガスの排出量を試算し、地域の慣行的な栽培と比較してどのくらい削減できているか、という貢献度合いを表示できる取組が始まっています。

農産物にラベル表示することで、消費者に対して環境負荷低減の取組をPRすることができます。

3 環境保全型農業に 関する制度について

環境保全型農業に関する制度の役割

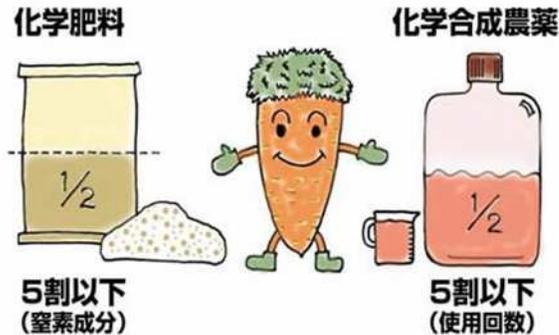
環境保全型農業は、農薬や化学肥料の使い方が制限され、適切な管理が難しくなる場合がある

農薬や化学肥料を減らす、又は使わないための工夫が必要

- 生産者にとっては…
慣行の栽培法で生産された農産物との**差別化**を図れる
- 消費者にとっては…
自分の価値感に合ったものを**選択**する助けになる
(わかりやすく、誤解を生まない表示の必要性)

(1) 特別栽培農産物

県が定めた慣行栽培基準と比較して、
 節減対象農薬※の使用回数・化学肥料の窒素分量を
 50%以上削減して栽培された農産物



※ 節減対象農薬：化学合成農薬のうち、
 有機JAS規格で使用を認められている
 農薬を除いたもの

(「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」)

【特別栽培農産物の適用範囲】

		節減対象農薬		
		不使用	50%以上削減	慣行レベル
化学肥料 (窒素成分)	不使用	特別栽培農産物		適用の範囲外
	50%以上削減			適用の範囲外
	慣行レベル	適用の範囲外	適用の範囲外	適用の範囲外

特裁ガイドラインに基づく表示制度

農薬と化学肥料（窒素成分）が、
県が定めた慣行栽培基準の50%以下で栽培した農産物

→ **自分の判断**で「特別栽培農産物」と表示が可能
(届出や認証は不要)

※ **表示ルールは守る必要あり** (特裁ガイドライン表示)

埼玉県特別栽培農産物認証制度

埼玉県は独自の認証制度を運営 (手続が必要)

- ①県が認証することで高い信頼性
②独自の認証マークでPR度アップ



県認証マーク

※ 表示は「**特裁ガイドライン表示 (必須)**
+ 認証マーク (任意)」

特別栽培農産物に係る表示の注意事項

「無農薬栽培」、「無化学肥料栽培」、「減農薬栽培」、「減化学肥料栽培」などの表示は禁止されています。

(特別栽培農産物に係る表示ガイドラインによる)

【禁止の理由】

禁止表示	理由
「無農薬」「無化学肥料」	消費者へ優良誤認 (有機JASよりも優良と認識する恐れがある)
「減農薬」「減化学肥料」	削減の比較の対象となる基準が不明確、削減割合が不明確、何が削減されたのかが分かりづらい など

【使用してもよい表示例】

ガイドラインによる表示を行ったうえで、

「農薬未使用」「農薬無散布」「農薬を使ってません」

「農薬節減」「農薬節約栽培」 など

消費者に誤解を与えず、特別栽培であることを正確に伝えることができる表示は使用できます。

(特別栽培農産物に係る表示ガイドラインによる)

直売所や庭先で販売するときも、これらの決まりごとは守りましょう。



(2) 有機JAS認定制度

【有機農業とは】

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

(「有機農業の推進に関する法律」 第2条)

注意!

ただし、
「有機農業で生産した農産物」 = 「有機JAS農産物」
ではない。



JAS法※について

※日本農林規格等に関する法律

JAS: 日本農林規格

「Japanese Agricultural Standard」

JAS法

JAS規格制度

品質表示基準制度



有機関連のJAS規格（生産方式に関する規格）



有機農産物

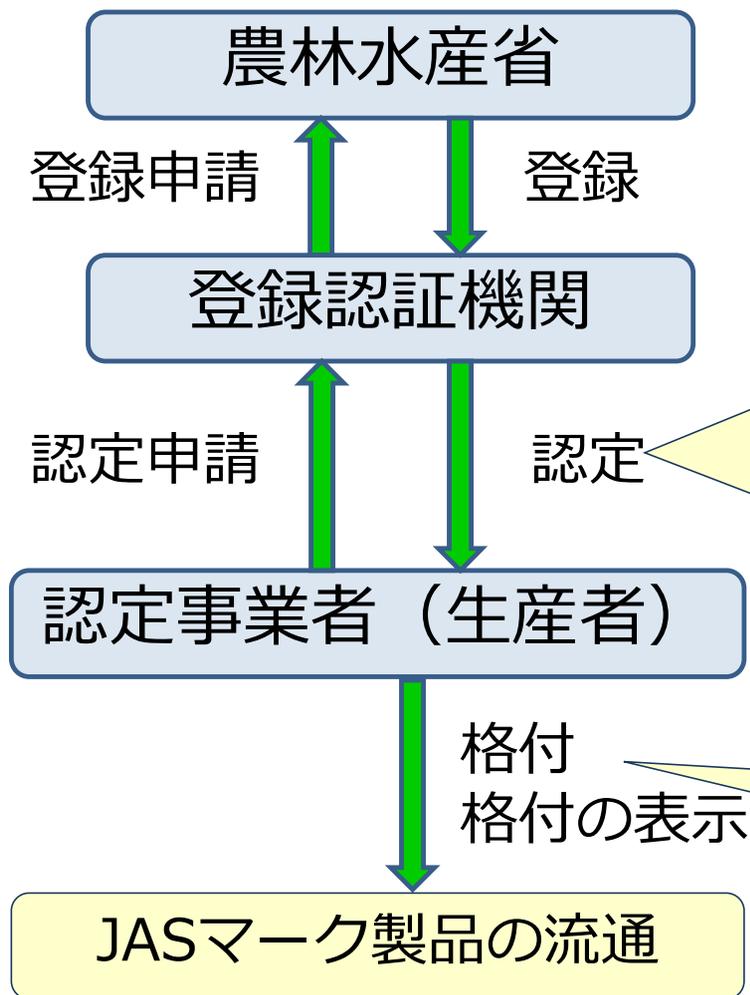
有機飼料

有機加工食品

有機畜産物

有機レストラン

有機 J A S 規格制度の概要



※令和6年4月現在 国内登録認証機関数：51

ほ場ごとに認定
技術的基準に適合しているか？

- ①ほ場及び施設
- ②生産行程の管理方法等
- ③生産行程管理担当者の資格・人数
- ④格付の実施方法
- ⑤格付担当者の資格・人数

規格に適合しているか？ (=格付)

有機 J A S 規格（有機農産物）

- 1 原則として化学合成農薬・化学肥料は使用しない(例外有)
- 2 遺伝子組換え技術を使用しない
- 3 栽培前に2年間以上、原則として化学合成農薬と化学肥料を使用しないほ場で生産する
(作物や条件により異なる。例) 樹園地は3年以上)
- 4 周辺から使用禁止資材が飛来、流入しないように措置を講じられていること . . . 等

◎ 実際に取り組む場合には、認証機関等に詳細を確認すること

格付の表示

有機農産物の表示は以下のいずれかによる



- 「有機農産物」
- 「有機栽培農産物」
- 「有機農産物〇〇」又は「〇〇（有機農産物）」
- 「有機栽培農産物〇〇」又は「〇〇（有機栽培農産物）」
- 「有機栽培〇〇」又は「〇〇（有機栽培）」
- 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」
- 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」

（注）「〇〇」には、当該農産物の一般的な名称を記載すること。

注意！

有機食品のJAS規格に適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査し、その結果、**認定された事業者のみが有機JASマークを貼ることができる。**

まぎらわしい表示や偽の表示をすると



1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

環境保全型農業（農産物）の関係

環境保全型農業（農産物）

農薬・化学肥料を削減して栽培されたもの、土づくり等を行って栽培されたもの等

有機農業推進法上の「有機農業」で生産される農産物

農薬・化学肥料を使わず（例外あり）、
かつ遺伝子組換え技術を使わないで栽培された農産物

特別栽培農産物

特別栽培農薬と化学肥料を使わ
ないで栽培されたもの（かつ遺
伝子組換え技術を使ったものでは
ない）



特別栽培農産物のうち、農薬
と化学肥料を50%以上削減
して栽培されたもの

有機農産物

JAS法で認証されたもの



自然農法

2 S-GAPについて

- (1) GAPとは
- (2) 埼玉県オリジナルS-GAPについて

(1) GAPとは

Good **A**gricultural **P**ractice

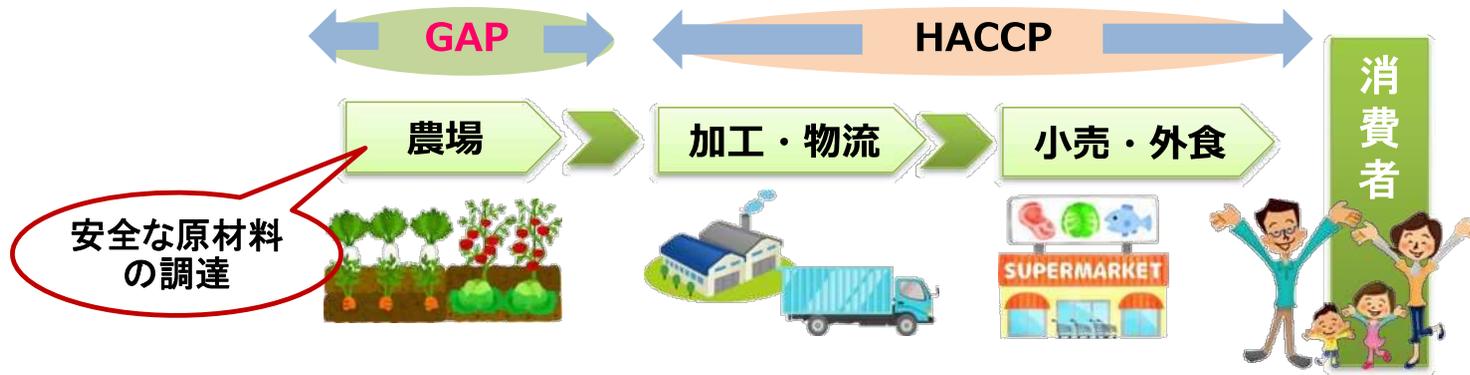
↓ ↓ ↓
良い 農業の やり方(実践)

守るべきルールに基づいた、
食べる人にも作る人にも**安全**で、
環境にもやさしい**農業**です



農産物を取り巻く環境

1 食品関連事業者のHACCP原則義務化（令和3年6月）



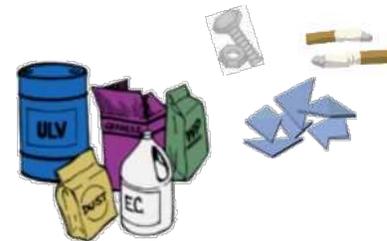
2 GAPの取組拡大の推進

- ・ GAPパートナー
- ・ 輸出の要件

Good Agricultural Practice

3 異物混入や農薬残留事故の発生

4 資材価格の高騰



GAPの主な取組分野と目的

食品安全

- ・ 全ての人に関わる問題
- ・ 値段に関わらず保証されるべきもの
- ・ 食品事業者としての義務

労働安全

- ・ 多すぎる農作業事故死者数
(建設業の約2倍)
- ・ ケガは死亡事故の30倍との報告も!



環境保全

- ・ 自然の力を利用して成り立つ産業
- ・ 自然環境に大きな負荷を与える産業
→環境への配慮は必須



人権保護

- ・ 「人」は経営資源の中で最も重要
- ・ 労働条件の遵守→雇用者の義務
- ・ 家族経営でも、十分な話し合いを

農場経営管理

- ・ 災害や事故のリスクをゼロにするのは難しい→万が一の事態にも備えた対策を!
- ・ 過剰な在庫などを無くし、効率的な経営に

GAPの実践で持続可能な農業経営を実現

(2) 埼玉県オリジナルS-GAPについて

S-GAPは埼玉県が作ったGAP規範
(約60項目)

5つの特徴

- 1 国のガイドラインに準拠
- 2 取り組みやすさを重視
- 3 自己チェック方式
- 4 県独自の農場評価制度を持つ
- 5 指導も農場評価も無料



S-GAPガイドブック
(野菜編、穀物編、果樹編、茶編)

農産物安全課ホームページで公開中

「S-GAP農場評価制度」の活用

1 農場評価の必要性



S-GAPに取り組んでいるけど・・・

本当にできてるのかな？
勘違いしてないかな？

他の人に取り組みを
知ってほしいな



生産者からの要望

2 農場評価の流れ

①
事前準備



ガイドブックを入手



読んで内容を理解



ガイドブックを参考に
自ら農場を確認

②
評価



県へ評価を依頼

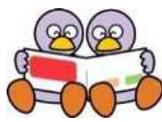


評価員が農場を確認・調査



評価結果が県から通知

③
評価後



評価結果を基にさらに改善



(全項目を実践すると)
評価書を交付

S-GAP実践農場
になったよ！

農場の「どこに」「どの程度」の問題があるかが明らかに・・・

→ **経営の改善に！**

「S-GAPロゴマーク」について

S-GAPを広く知っていただくため、ロゴマークを作成しました。このロゴマークを活用した普及啓発を進める準備をしています。



使用例（予定）

- ・ 県が作成する啓発資料等での活用
- ・ 実践農場が、取組をPRするために活用（ホームページ、名刺、チラシ等）

S-GAP
実践農場

**環境保全型農業やGAPの取組を、
ぜひ応援してください！**



コバトン&さいたまっち

農業者の皆様へ

環境にやさしい農業を

みえるらべる

表示してみませんか？

みえるらべる（環境負荷低減の見える化）とは、農業者の皆さんが栽培の際に実施している温室効果ガス削減や生物多様性保全の努力を、簡単な手続きで消費者に伝えることができるものです。

温室効果ガス削減への貢献

栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。

$$100\% - \frac{\text{対象生産者の栽培方法での排出量(品目別)}}{\text{地域の標準的栽培方法での排出量(品目別)}} = \text{削減貢献率(\%)}$$

排出(農薬、肥料、燃料等) - 吸収(バイオ炭等)

★ : 削減貢献率5%以上
★★ : // 10%以上
★★★ : // 20%以上



※上記の商標は商標出願中です

生物多様性保全への配慮

<取組一覧> ※米に限る

化学農薬・化学肥料の不使用	2点
化学農薬・化学肥料の低減(5割以上10割未満)	1点
冬期湛水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚類の保護	1点
畦畔管理	1点

★ : 取組の得点1点
★★ : // 2点
★★★ : // 3点以上

～令和6年3月の本格運用開始以降、全国の多様な店舗で販売が始まっています～



農林水産省
関東農政局

☆みえるらべる取組事例☆

A県 A氏 (米 約10ha)

【取組内容】

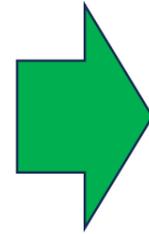
農薬使用量：殺虫殺菌剤不使用、除草剤 22%削減
化成肥料使用量：73～100%削減
堆肥施用、作物残さすき込み、草刈り機等による畦畔管理



B県 株式会社B (露地野菜等 約30a)

【取組内容】

農薬使用量：殺虫殺菌剤86～97%削減、除草剤不使用
化成肥料使用量：不使用
堆肥施用、作物残さすき込み、緑肥（クローバー）使用



☆みえるらべる取得の流れ☆

算定シート入手

栽培データ等
の入力

農林水産省
への報告

ラベル表示

まずはホームページ
からお申込み下さい。



お持ちの生産記録で
簡単に算定できます。

算定結果をご報告下さい。
登録番号を付与します。

商品やチラシなどにぜひ
ラベル表示して下さい。

☆みえるらべるの申請Q&A☆

○申請費用は？

→申請費用は一切かかりません。

○ラベル等の資材の準備は必要？

→資材は、上限はありますが提供可能です。また、ラベルデザインやPOP・チラシのデザイン例は、農林水産省HPからダウンロードできます。

○申請してからどのくらい時間が必要？

→HPから利用者登録後、平均2週間程度で登録が完了します。

○申請のために何が必要？

→栽培に使用した資材等がわかる栽培履歴をご用意ください。

○対象品目は？

→米、トマト(露地・施設)、ミニトマト(施設)、キュウリ(露地・施設)、ナス(露地・施設)、ほうれん草、白ネギ、玉ねぎ、白菜、ばれいしょ、かんしょ、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、リンゴ、温州みかん(露地・施設)、ぶどう(露地・施設)、日本なし、もも、いちご(施設)、茶の計23品目です。 ※括弧書きのない品目は露地栽培のみが対象となります。

※生物多様性保全の評価は、米に限ります。

お問合せ先

関東農政局生産部環境・技術課 みどりチーム 詳しくはコチラ
Tel: 048-740-0451 Email: mieruka_kanto@maff.go.jp



みえるらべるで 環境負荷の低減に貢献しませんか？

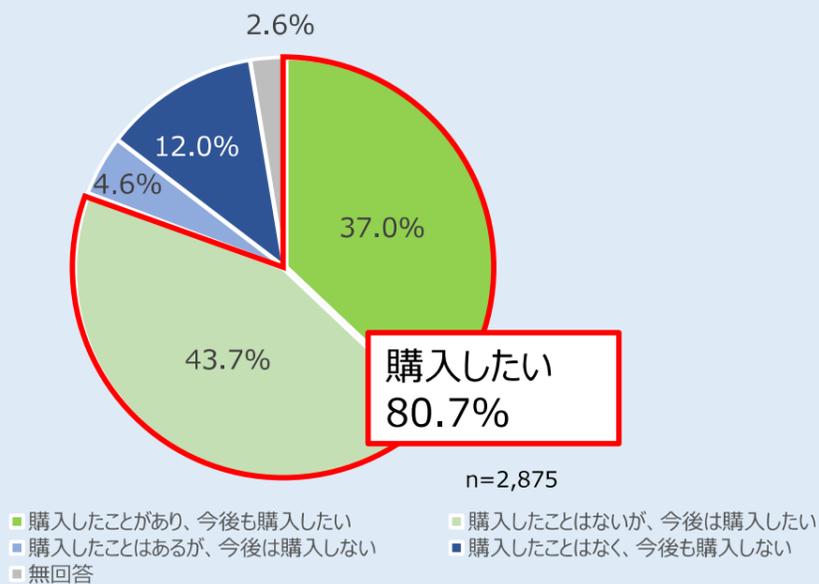


見る × 選べる
みえるらべる

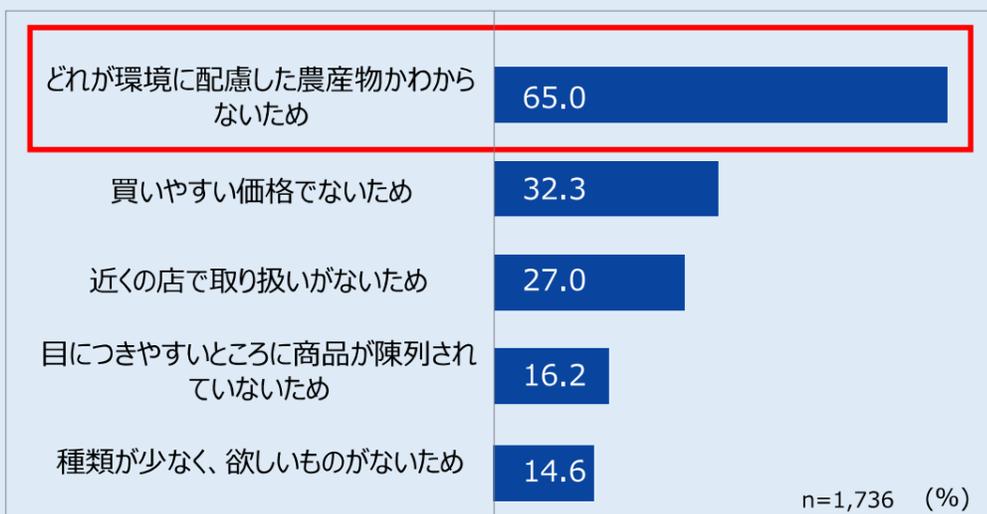


みえるらべる（環境負荷低減の取組の「見える化」）とは、温室効果ガス削減や生物多様性保全に取り組む農業者の努力を星の数で表示する取組です。消費者の方々がみえるらべるが表示された農産物を購入することで、環境負荷の低減に貢献することができます。

問 環境に配慮した生産手法によって生産された農作物を実際に購入したことがありますか。



問 環境に配慮した生産手法によって生産された農産物の購入について、購入したことがない、または、今後購入しない理由は何ですか。（○はいくつでも）



■ 「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」（内閣府、令和5年9月14日～10月22日実施、有効回収数2,875人）

対象品目：計23品目

米、トマト（露地・施設）、ミニトマト（施設）、キュウリ（露地・施設）、ナス（露地・施設）、ほうれん草、白ネギ、玉ねぎ、白菜、ばれいしょ、かんしょ、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、リンゴ、温州みかん（露地・施設）、ぶどう（露地・施設）、日本なし、もも、いちご（施設）、茶

※括弧書きのない品目は露地栽培のみが対象
※生物多様性保全の評価は、米に限る

お問合せ先 関東農政局生産部環境・技術課 みどりチーム

Tel: 048-740-0451 Email: mieruka_kanto@maff.go.jp

農林水産省
関東農政局



詳しくはコチラ

○ このような取組を「見える化」しています

温室効果ガス削減の取組

- ・化学農薬、化学肥料の使用低減
- ・化石燃料の削減
- ・堆肥やバイオ炭の施用 等



削減貢献率 5%以上:★
 // 10%以上:★★
 // 20%以上:★★★

- 地域の慣行的な栽培と比較した温室効果ガス排出量の削減貢献率を算定し、等級を確定

生物多様性保全の取組 ※米のみ

- ・化学農薬、化学肥料の使用低減
- ・冬期湛水
- ・魚の保護 等



取組の得点1点 :★
 // 2点 :★★
 // 3点以上:★★★

- 温室効果ガス削減に加え、生物多様性の保全につながる取組の実施数を得点化し、等級を確定

○ 令和5年度「見える化」実証に取り組んだ事業者等の声

- ・ラベルを貼ってから売り上げが前年比113%になった。お客様からも、こういった取組があると安心して買い物ができるとの声をいただいた。(販売者)
 - ・価格が1～2割高めでも、環境に良いと分かるとお客様に買ってもらえることがあった。(小売事業者)
 - ・同じ銘柄・値段の米で比較すると、ラベルがある方が徐々に売上が多くなった。(小売事業者)
- ※消費者へのアンケートでは、見える化ラベルが表示された農産物への印象、取り扱うお店への印象ともに95%が好印象との結果に。

○ みえるらべるの表示事例

イトーヨーカドー (東京ほか) :スーパー

- ・首都圏を中心に全国展開する大手スーパー。キャベツ、玉ねぎなど5品目で関東7店舗でラベル表示。
- ・小売事業者から生産者に案内するとともに、事業者自ら、店舗やHP、SNSにおいて発信。



バイオセボン (東京ほか) :スーパー

- ・フランス発のオーガニックスーパーマーケット。
- ・東京・神奈川の全24店舗でナス、ばれいしょ等の複数品目を販売。



サンプラザ (大阪) :スーパー

- ・地域の産品を多く取り扱う大阪の地域密着型スーパー。小売事業者から取引のある生産者に「見える化」を案内。
- ・大阪府内等の全36店舗で「見える化」した野菜・果樹等を販売するほか、一部店舗では「見える化」農産物を使用した惣菜にもラベル表示。
- ・大阪府が実施する、おおさかCO2CO2ポイント+と連携し、「見える化」農産物の購入者に上乘せポイントを付与。
- ・大阪駅でみえるらべるを含めたデジタル広告を展開。



モスバーガー (広島) :外食

- ・有機物主体の肥料の活用と減農薬栽培を行うレタス生産者((株)鈴生)からモスバーガーに働きかけがあり、ラベル表示が実現。
- ・広島県内の店舗で「見える化」レタスを使用した商品を販売。
- ・今秋より販売店舗を広島県以外にも拡大予定。

